

平成19年度 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）産地づくり計画書

蟹江町地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、蟹江町とする。

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等

（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）

8月1日において、改廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

蟹江町及び関係機関・団体等と連携し、認定生産調整方針に参加する農業者から提出のあった水稻生産実施計画書に基づき主食用等水稻作付状況等を把握する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局（消費・安全部地域第4課）から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

同一年度内に、同一ほ場で対象作物が2回以上作付けされる場合は1回限り交付する。

(6) その他の共通事項

申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、弥富市、飛島村にあっては本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田の所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合、当該水田は助成対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

			都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
				産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
		稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分					
産地づくり交付金			1,245,000	1,245,000				
稲作構造改革促進交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分	0		0			
		担い手集積加算事業分	0			0		
	基本部分		0		0		0	0
	担い手集積加算		0			0		0
計			1,245,000	1,245,000	0	0	0	0

(注) 1 活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

2 「都道府県協議会からの配分額」の欄のうちの「基本部分」は都道府県協議会から配分された稲作構造改革促進事業の「一般部分と配慮分」の合計額を記入すること。

(2) 用途ごとの活用計画

(単位：円)

用途の分類記号番号	助成金の用途の名称	活 用 額				計	支払時期	備考
		産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業			
	基本部分からの活用額		担い手集積加算からの活用額					
3-3-1	【軽形作物の作付に助成】 ブロックローテーション助成	117,000	0	0		117,000	3月	
2-8-3	【販売促進に助成】 消費拡大、販売促進活動事業	820,000	0	0		820,000	3月	
7-D-3	【協議会運営費】 協議会運営費	308,000	0	0		308,000	5月	
	米価下落等の補てん (基本部分)				0	0		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)				0	0		

計		1,245,000	0	0	0	0	1,245,000		
米価下落等の補てん (担い手集積加算)	(前年度分)					0	0		

- (注) 1 助成金の用途の名称の欄は、各用途ごとに記入すること。
 2 米価下落等の補てん(担い手集積加算)の(前年度分)の欄は、当年度が2年かけて集積する際の2年目に該当する場合に、1年目の未払い分を記入すること。
 3 活用額の欄は、各助成金の用途ごとの見込額を記入し、備考欄にその積算内訳を記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	【転作作物の作付に助成】 ブロックローテーション助成
使途の分類(記号番号)	3-3-1
具体的内容 [支出の項目]	集落単位以上で概ね1ha以上の連担団地を構成するブロックローテーション計画を作成し、麦、大豆を作付けした場合の作付面積に応じて、作付けを行った農業者に対して定額助成を行う。
効果	<p>ブロックローテーションにより、水稻と転作作物の作付けを計画的に行うことが可能になり、米の生産調整の推進に資する。</p> <p>各作物についても、まとまった圃場で計画的に生産することを要件とすることにより、地域水田農業ビジョンに掲げた各作物作付けの目標達成に資する。</p> <p>計画的なブロックローテーションの推進により、効率的な土地利用が図られ、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができ、水田の持つ多面的機能が維持され、地域内の良好な水田環境の保全に資する。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。)以下「農業者等」という。) 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日付け18総食第778号。以下「運用要領」という。))第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 実施要領第4の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて下記の対象作物を作付けしている農業者。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象とする作物は、麦、大豆、とする。 <p>また、通常の収穫を挙げ得るに必要な植栽密度があるとともに、</p>

	<p>通常の肥培管理が行われているものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ほ場1作を限度に助成を行う。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一年度において、同一ほ場で麦・大豆の2作を実施した場合は、麦・大豆と同一の単価を1回限り交付するものとする。 ・ 集落単位以上でブロックローテーション計画を作成すること。 <p>転作要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該水田において、対象作物の収穫年度に水稻の作付け（生産目標数量の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行われていないこと。
確認方法	<p>作付面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 ・ ブロックローテーション計画との照合 <p>通常の収穫、通常の肥培管理 現地見回り（確認日：麦5月中旬、大豆7月中旬、水稻の作付けが行われていないこと：7月下旬） （遠方への出作者がいる場合） 地域協議会をまたがって耕作している者の扱い 申請者が耕作している水田が本地域協議会の区域外にある場合は、飛島村、弥富市にあっては本地域協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの地域協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その地域協議会から依頼を拒否された場合は、当該水田は助成対象から除外するものとする。</p> <p>その他 ブロックローテーション計画の写し</p>
助成水準 〔積算根拠〕 (助成額の算定方法)	<p>麦、大豆の作付け 39,000円/10a</p>
単価調整の方法	<p>ブロックローテーション助成に係る費用の合計が県協議会からの助成総額の9%を上回ることが、農業者からの営農計画を取りまとめた結果、明らかになった場合は、次式により単価調整を行うことがあるものとする。</p> $\text{調整後の単価} = \text{調整前の単価} \times \frac{\text{県協議会からの助成総額} \times 9\%}{\text{調整前のブロックローテーション助成に係る費用の合計}}$

助成金の使途の名称	【販売促進活動に助成】 米の消費拡大・販売促進活動事業
使途の分類（記号番号）	2 - 8 - 3
具体的内容 [支出の項目]	区 分：事務費等経費 項 目：消耗品費 内 容：本地域で栽培される米のブランド化を推進するため、協議会自らが行う消費拡大、販売促進活動に要する経費。
効果	米の消費拡大を積極的に進めることにより、地域水田の特徴を生かした作物の産地づくりを図り、また、特産化を目指すことにより多様な需要に応じた生産・販売計画が推進される。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った活動に対して支払いを行う。 米の消費拡大・販売促進 区 分：消耗品費 (内容)各種イベント等に使用する資材等 シール、無料配布用の地元産米等
確認方法	消耗品費：領収書 地元産米の消費拡大・販売促進活動事業計画・実績書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	消耗品費：シール 10 円/枚 × 2,000 枚 = 20,000 円 配布米 400 円/袋 × 2,000 袋 = 800,000 円
単価調整の方法	当初計画より実績が増加した場合 協議会構成団体の市町村・農協等の機関の助成により調整をおこなう

助成金の使途の名称	【協議会運営費】 協議会運営費
使途の分類（記号番号）	7 - D - 3
具体的内容 [支出の項目]	区分：旅費 項目：旅費 内容：農業者等の経営計画書どおり作付け及び適正な栽培管理が実施されているかどうか現地確認及び県会議等開催する会議に出席するため必要な経費。 区分：事務等経費 項目：需用費、役務費、備品購入費 内容：ブロックローテーションを円滑に実施するための調整会議や農業者への周知を図るとともに、協議会の円滑な運営を行うために必要な経費。
効果	地域協議会運営費を活用することにより、交付金の使途の範囲の全ての使途の適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理等効率的な地域協議会の運営が図られることで、水田農業構造改革の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	区分：旅費 項目：旅費 (内容)助成要件の確認に係る旅費及び全道会議の出席に係る旅費、協議会の活動に係る旅費。 区分：事務等経費 項目：会議費 地域協議会開催に係る会議費 需用費 (内訳) 消耗品費：地域協議会の運営に係る事務用品等 食料費：地域協議会における弁当代及びお茶代等 印刷製本費：推進資料等の印刷 役務費 (内訳) 雑役務費：文書送付等の通信運搬費。 備品購入費 (内訳) 備品購入費：地域協議会の運営に係る書類保管庫等
確認方法	区分：旅費 項目：旅費 旅行命令票、復命書 区分：事務等経費 項目：会議費 会議開催通知、出席者名簿、会場使用料領収書 需用費：(内訳) 消耗品費：領収書 食料費：領収書 印刷製本費：領収書、成果品 役務費：雑役務費 備品購入費：領収書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	区分：旅費 項目：旅費 会議及び書類提出 2,000円×5回=10,000円 区分：事務等経費 項目：需用費 (内訳) 消耗品費 活用額の範囲内において助成 ソト等 70,000円、パソコン周辺機器等 20,000円 食料費 会議等 1,000円×50人=50,000円 印刷製本費 活用額の範囲内において助成 パンフレット等 100円×1,000枚=100,000円 役務・雑役務費 郵送料 80円×500回=40,000円 備品購入 ゴム印等 18,000円
単価調整の方法	当初計画より実績が増加した場合 協議会構成団体の市町村・農協等の機関の助成により調整をおこなう

- (注) 1 「(3)の(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。
- 2 使途の分類の欄は、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号(1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類の記号番号で区別される内容が含まれる場合は、原則として複数の記号番号)を記入すること。
- 3 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのが明らかになるように、具体的に記入すること。(協議会自らの活動に要する費用か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明確にすること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)
- なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする使途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する使途に限定されていることに留意すること。
- 4 効果の欄は、当該使途の種類に活用した際に得られる効果が、
- (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - (2) 使途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
 - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか
- といった観点から記入すること。
- また、使途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうか明確に記入すること。
- 5 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類(別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。)とその具体的な内容を記入すること。
- 6 []は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 7 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(2)使途ごとの活用計画」及び「(3)産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の使途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	

基準収入及び 当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(注) 「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び 用途の名称	作物等区分	員数	単価	金額 (円)	備考
1 大幅な超過達成 に関する用途					
2 地域振興作物の 振興に関する用途					
3 その他意欲的な 生産調整に関する 用途					
	合計				

(注) 1 員数の欄には、金額を算出する元となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

2 金額の欄には、前年度交付留保分からの活用額がある場合にあっては、その額を括弧書きで記入すること。

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	
作物等区分	
具体的内容	
効果	
助成の要件	
確認方法	
助成水準 (助成額の算定方法)	
単価調整の方法	

記入上の注意

- 「(1)総括表」の「1 大幅な超過達成に関する用途」及び「3 その他意欲的な生産調整に関する用途」の区分及び用途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画の用途の区分1つにつき、原則としてそれぞれ1つまで選択できる。
- 「(1)総括表」の活用の区分の「2 地域振興作物に関する用途」を選択する場合において、作物等区分の欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、

旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとに地域特例作物を複数選択した場合は、作物等区分の欄には作物名とともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。

- 4 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の用途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 5 「(2)用途ごとの内容」は、「(1)総括表」の用途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 6 効果の欄は、当該用途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会(3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごと)における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているかといった観点から記入すること。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		748
合 計	748	

(注) 1 単位は、市町村が第三者機関的組織に提供した需要量の情報の単位とすること。

- 2 都道府県から市町村への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(1)のエに定める市町村別の需要量に関する情報を記入すること。
- 3 市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(2)のアに定める第三者機関的組織別の需要量に関する情報を記入すること。
- 4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(2)のウの規定に基づき、市町村長が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
		748

(注) 1 単位は、第三者機関的組織が認定方針作成者別に提供した需要量の情報の単位とすること。

- 2 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(2)のアにより、市町村長から情報提供を受けた第三者機関的組織を区域とする地域別の需要量に関する第三者機関的組織の情報を記入すること。
- 3 第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要

領第4の3の(3)のアにより算定し、認定方針作成者の代表者へ情報提供した合計数量を記入すること。

4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(3)のイの規定に基づき、第三者機関的組織が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。